

中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

10 No.490
2003
平成15年



「収穫の秋」

道立ゆめの森公園・翼とふれあいのゾーンを会場に、第16回じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場が9月7日(日)開催されました。爽やかな秋空の下、会場は多くの家族連れなどで賑わい、じゃがいも掘りなどを楽しんでいました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部総務課広報・調査係
TEL 01537-3-3111 FAX 01537-3-5333

中標津町ホームページの

URLは http://www.aurens.or.jp/hp/nakasi_t/
メールは nakasi-t@arens.or.jp



町税

で活力みなぎる
まちづくり

町民の皆さん、町税等への理解を一層深め、まちづくりの主人公のひとりとして、将来を担う子供たちに対して、町民として、親として義務を果たしていますと自信を持って胸を張り、活力みなぎる緑の郷土「なかしべつ」を築きましょう。

「税」とは何ですか？

国、道そして町が行う仕事は、私たちのために行われるものなのであるため、それに必要な費用は、私たちみんなで負担することが必要になります。

税金とは、私たちが健康で安全な、しかも心豊かな生活をおくるために、すすんで負担しなければならぬ国民としての「会費」と考えることができます。

税金は何に使われているの？

安全で快適なくらしのために、消防や病院、ごみの収集、また平等に教育が受けられるためなど、私たちの生活に欠かせない身近な活動に使われています。

活動をするためのお金は、国からのお金と、住民税のように私たちが納めた税金でまかなわれています。

税金は、取られる「もの」？ 「払う」もの？

日本では、「取られる」と表現しがちな税金ですが、世界各国での意識にも大きな違いがあるようです。

例えば…

アメリカでは、「pay tax税金を「支払う」という表現。歴史的に開拓者が町の治安を守るためにお金を出し合って保安官を雇ったという意識があり、必要費用という考え方が強いようです。

ヨーロッパでは、税を払うことに生き甲斐を感じる人が多く、見栄を張ってでも多く納めたいという競争意識さえあり、多く税金を納める人は、尊敬の対象というプライド意識が強いです。



みんなで納める
みんなの税金

町民税・固定資産税などの町税は、町民の皆さんが安心して暮らすために町が提供するサービスの大切な財源となります。

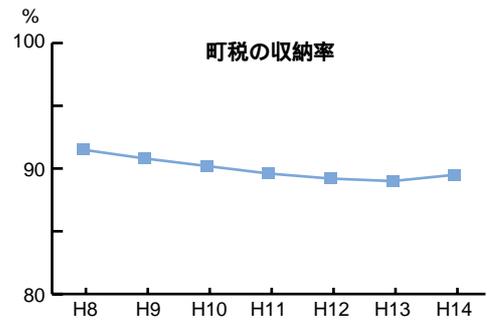
しかし、残念なことにその収納率は、近年九十パーセントを下回る深刻な状況となっております。

町ではこの問題を重要視し、平成十三年十月に町長を本部長とする「中標津町町税等収納向上対策推進本部」を設置し、未納・滞納の解消に取り組みしており、平成十

四年度の収納率は、平成十三年度に比べ、〇・六ポイントではあります。上がりました。

この問題は、納税者である町民の皆さんのご協力がなければ解決できる問題ではなく、税負担の公平性からも滞納されている方に対応しては、今後、個々のケースに応じた厳しい措置を講じてまいります。

町民の皆さんに満足して頂けるサービスを提供するためにも、貴重な自主財源であります町税の納付に対しまして、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。



町税を納めるには

口座振替納付	現金で納付
<p>便利で確実な口座振替をご利用ください。納期日に自動で引き落としになり、金融機関等に行く手間が省けます。</p> <p>納税通知書、預貯金通帳、届出印を持参のうえ、引き落としを希望される金融機関または役場税務課でお申し込みしてください。</p> <p>町内の金融機関のみ可能（郵便局は町外も可能）</p>	<p>納税通知書（納付書）を持参のうえ、取扱金融機関等で納付してください。</p>
<p>取扱金融機関等</p> <p>中標津町役場、計根別支所、大地みらい信用金庫（本店、各支店）、北洋銀行中標津支店、釧路信用組合中標津支店、北海道労働金庫中標津支店、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、郵便局（専用の納付書がある方のみ）</p>	

納められない場合

（納期限（ 1 ）までに納税しないことを滞納といいます。この場合、督促状や催告書を送付して納税を促すこととなります。）

納税相談

さまざまな事情により、納期限までに納税できない場合もあるかと思えます。そのようなときは、納税通知書を持参のうえ、役場税務課で納税についてご相談ください。夜間、休日も窓口を開いている日がありますのでご利用ください。（ 2 ）

滞納処分

町税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な町税を確保するために、やむを得ず滞納者の財産（不動産、給与、預貯金など）を差し押さえ、さらにその財産を公売するなど滞納処分を行うこととなります。このようなことのないよう、納期内納付をお願いします。

1 町税の納期

5月	固定資産税 1期	軽自動車税 全期
6月	町道民税 1期	国民健康保険税 1期
7月	固定資産税 2期	国民健康保険税 2期
8月	町道民税 2期	国民健康保険税 3期
9月		国民健康保険税 4期
10月	町道民税 3期	国民健康保険税 5期
11月	固定資産税 3期	国民健康保険税 6期

納期日は末日となります。
（末日が休日の場合は、翌日）

2 10月以降の夜間・休日窓口開設日

	夜間窓口 (17:15~20:00)	休日窓口 (9:00~17:00)
10月	16日(木) 31日(金)	26日(日)
11月	17日(月) 28日(金)	30日(日)
12月	16日(火) 25日(木) 26日(金) 29日(月)	27日(土) 28日(日)

納税についての相談は... 税務課納税係まで
(内線二〇八)

住民税とは

住民税とは、町民税と道民税を合わせた呼び方です。住民税には、個人に課税される個人町道民税と、法人等に課税される法人町民税があります。今回は個人町道民税についてお話しします。

前年中の所得や扶養家族などの状況により計算される個人町道民税は、一月一日に住んでいた町に納める税金です。

納めていただく方法は、町が送付する納税通知書により納税者自ら納付する普通徴収と、町が指定した勤務先（会社）が給与から天引きして納付する特別徴収があります。

ただし、所得税も給与から天引きされ、税務署に納付されていますのでお間違えのないようお願いいたします。

申告について

給与以外の所得のある方や、給与所得のみでも勤め先で年末調整が行われない方は、町道民税や所得税の申告をする必要があります。

申告をしないと、扶養控除や生命保険料控除などの様々な控除が受けられないなど、正しい税額が計算されません。また、納めすぎた所得税の還付を受けることもできません。

申告をして正しい納税額を算出しましょう。



自分で書いてみよう!

申告に必要なもの

給与・年金所得者の場合（年末調整未済の方）

- ・源泉徴収票（コピー不可）
- ・印鑑
- ・社会保険料*1の支払額の分かるもの
- ・生命保険料・損害保険料控除証明書
- ・口座番号の分かるもの（預金通帳など）*2

*1 健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などがこれにあたります。源泉徴収票に金額の記載がない場合は、納税通知書などをお持ちください。

*2 所得税の還付金が生じた場合、指定の口座に入金されます。その口座番号を確認するためです。源泉徴収されていない場合や町道民税申告の場合は、不要です。

* 申告には、収入の種類や受けたい所得控除に応じた必要なものを併せてお持ちいただくことになります。

医療費控除

前年中に高額な診療・治療にかかる費用を支払った場合、医療費控除の対象になるものもあります。

医療費控除とは医療費が戻ってくるものではありません。所得から控除額を差し引くことにより、税額が軽減されるのです。

医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。



医療費控除の申告に必要なもの

- ・前年中（1月から12月まで）に支払った医療費にかかる領収書
- ・医療費を補てんする保険金などの金額がわかるもの（入金額が記載された預金通帳など）

医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金など*1で補てんされる金額} - \text{10万円 又は 所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

*1 社会保険などから支給を受ける療養費、出産一時金や医療費の補てん目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

医療費の控除額は、上の算式により計算します。控除額がマイナスになった場合は、控除の対象になりません。

「質問にお答えします」

問 出産にかかった費用は対象になるのでしょうか。

答 対象にはなりませんが、かかった費用から出産育児一時金などの補てん金額を引かなくてはなりません。ほとんどのケースでは補てん金額の方が多いので対象外になります。

問 薬局で購入した医薬品は対象になるのでしょうか？

答 風邪薬・頭痛薬などの治療薬については対象になります。しかし、ビタミン剤・カットバン・包帯などは直接治療するものにはなりませんので対象外になります。

住民税についてのご相談は……
税務課住民税係まで（内線二〇九）

固定資産税とは

固定資産税は、毎年一月一日において、土地、家屋、償却資産（これらを総称して固定資産といいますが）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を営んでいる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

税額算定のあらまし

固定資産の評価は、総務大臣が定めた『固定資産評価基準』に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

算定された課税標準額に、税率一・四%を乗じた金額が固定資産税額となりますが、同一人が所有する土地家屋、償却資産についてそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

- ・土地 三十万円
- ・家屋 二十万円
- ・償却資産 百五十万円

中津津町では、毎年五月初旬に税額等を記載した納税通知書を納税者宛に通知し、年三回に分けて納税することとしています。

固定資産の評価替え

固定資産の土地と家屋については、三年毎に評価額を見直す制度（評価替え）がとられており、本年度がその基準年度となっています。

質問にお答えします

問 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのはどうしてでしょうか。

答 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の経過年数によって生ずる損耗の状況による減価率を乗じて求められます。

ただし、評価替えによりその価額が前年度の価額を超える場合は、前年度の価額に据え置かれます。

家屋の建築費は、平成五年頃からそれまで続いていた上昇傾向が沈静化し、以後は建築資材価格等が下落傾向を示していることから、比較的建築年次の新しい家屋については、評価替え毎にその価額が下落しています。

一方、建築年次の古い家屋については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、近年の建築資材価格等の下落を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた価額を下回るまでにはいならず、評価額が下がらないといったことがあります。

問 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのはどうしてでしょうか。

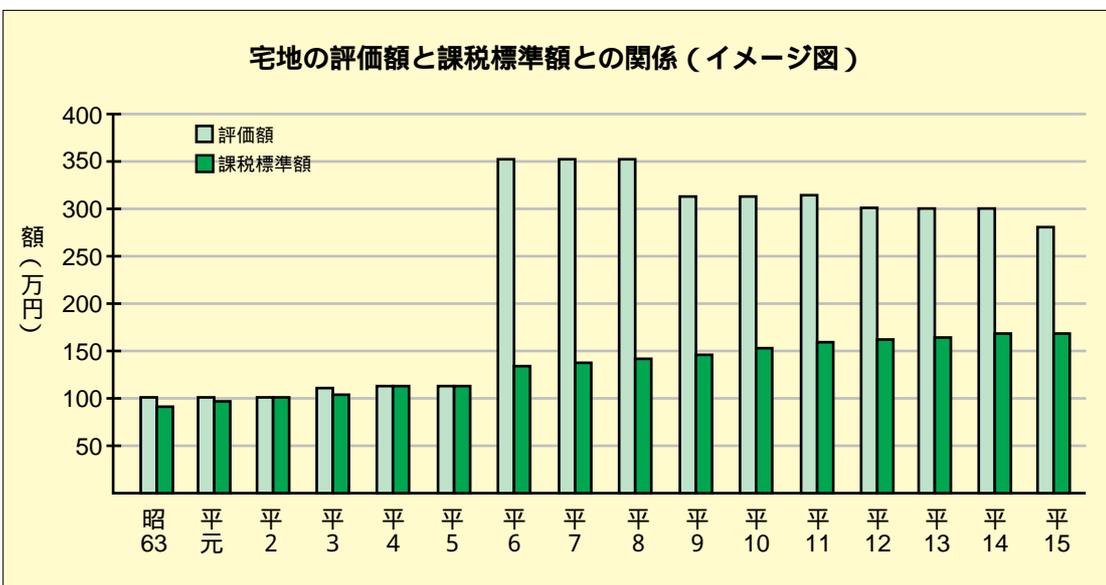
答 平成六年度に、評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の七割を目途とする評価替えが行われましたが、この結果、従前の評価額と比べて全体で約三倍ほどの価格上昇がみられました。そこで、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられました。

中津津町においても、平成六年度の評価替えにより、従前の宅地の評価額と比べて全体で約三倍ほどの価格上昇となっており、九年経過した現在でも宅地の大半は課税標準額が評価額に達していない状況です。

したがって、今後において地価が多少下落したとしても、これらの宅地に係る課税標準額については、負

担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）に応じた上昇を続けることとなります。【左図参照】

宅地の評価額と課税標準額との関係（イメージ図）



固定資産税についてのご相談は……
税務課資産税係まで（内線二〇七）



暮らしかかわる、まちがかわる 市町村合併

合併協議

(今後の日程)

任意合併協議会

各地域で、市町村合併協議会ができ、市町村合併に向けた協議が始まっています。
今月号では、九月三日に実施した第二回根室管内四町任意合併検討協議会の協議内容と今後の予想される市町村合併協議の日程について、お知らせします。
また、中標津町市町村合併情報を「広報中標津」に折り込んでいますのでご覧ください。

中標津、別海、標津、羅臼の四町による根室管内四町任意合併検討協議会は、六月の設立総会(第一回)に続き、標津町生涯学習センター「あすばる」で、第二回の協議会を開催しました。

協議会では、協議会運営規程、住民説明資料の作成、予算案(総額四二四万二千元)の提案があり、承認されました。詳しい内容は左記のとおり。

第二回根室管内四町任意合併検討協議会

開催日時 平成十五年九月三日 午後二時
開催場所 標津町生涯学習センター「あすばる」
出席委員 各町の町長、助役、議会議員で構成する五名
計二十名の内十九名出席

報告事項

報告第一号 根室管内四町任意合併検討協議会各種規程の制定
報告第二号 根室管内四町任意合併検討協議会監査委員の指名
標津町 坂本 伊助氏(標津町監査委員)を指名

平成15年

12月	11月	9月	6月
<p>「任意合併検討協議会」において、次の段階である「法定合併協議会」へ移行するかどうかが議論されます。</p> <p>「法定合併協議会」とは、合併の組み合わせを決定し、関係町の議会の承認を得て組織される協議会です。</p> <p>市町村合併をする上では不可欠な組織です。</p>	<p>合併に関する住民説明用冊子が四町の全戸に配布され、各町でそれぞれ合併問題の住民説明会が開催されます。</p>	<p>三日、第二回目の協議会が開催され、以下の内容が決定しました。</p> <p>十月までに住民説明用冊子を作成する</p> <p>十二月までに各町で住民説明会を開催する。</p>	<p>二十七日、中標津町・別海町・標津町・羅臼町の四町による「任意合併検討協議会」が設立され、市町村合併に関する調査等を行うこととなりました。</p> <p>「任意合併検討協議会」とは、議会決議等の正式な手続きを必要としない協議会です。</p>

平成16年

はじめ
<p>この協議会には民間の方々も参加して構成されます。</p> <p>住民が合併の判断をするための詳しい資料づくりが始まります。</p> <p>法定協議会に参加している各町の調整が進められ、様々な項目が調整されていきます。</p> <p>新自治体の財政計画や建設計画が策定されます。</p>

平成15年

12月前後
<p>「法定合併協議会」設立について関係町の町議会に提案されます。</p> <p>各町議会が「法定合併協議会」参加をそれぞれ可決すると協議会が設立されます。</p> <p>一町でも議会で否決されると、この協議会設立は無効となります。</p> <p>その後、新たな組み合わせでの協議会設立の議案が提案されることが想定されます。</p>

これ以降は中標津町が法定協議会に参加した場合の予想される日程となります。
法定協議会に参加しない場合は、その後については、予定されません。

法定合併協議会

中標津町は、合併特例法の有効期限である平成17年3月を目指して、合併協議を進めることを想定しています。
合併するか、しないかの最終判断は、平成16年12月前後を想定しています。

議事

議案第一号 根室管内四町任意合併検討協議会会議運営規程
 議案第二号 「住民説明用資料」作成計画
 実施内容及び実施方法

管内の現況比較資料の作成
 行財政推計（シミュレーション）の作成
 合併した場合の将来像の策定
 配布は全戸

議案第三号 平成十五年度根室管内四町任意合併検討協議会
 予算（予算額四二四万二千元）

支出	住民説明用資料	三三〇万八千円他
収入	中標津町の負担金	九三万八千四百十円
	北海道の補助金	百六十万円他

以上の案件について協議し、原案のとおり承認されました。
 第一回、第二回の協議会の会議資料、議事録は役場一階ホールにて開示しています。
 中標津町のホームページでもご覧になれます。

リサイクルセンター建設に着手

町が加入している根室北部廃棄物処理広域連合（連合長佐野力三別海町長）では、中標津町・標津町・羅臼町の3町が共同利用する「リサイクルセンター」の建設に着手（来年3月完成予定）しました。

この施設は、これまでそれぞれの町でリサイクル処理をしていたものを、3町が共同で効率良く処理し「容器包装リサイクル法」に定めるすべての容器に対応できる施設となります。

リサイクル処理は、容器や包装用に使われている、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック、紙製容器包装、発泡スチロールの他、段ボール、新聞、雑誌が対象となります。

分別の仕方や出し方、収集日などについては、後日（パンフレットを作成し配布予定）お知らせします。

施設の概要

所在地 中標津町字中標津34線北19番地2
 （中標津町一般廃棄物最終処分場隣接地）
 処理能力 4.9t / 日
 延床面積 1,398㎡
 処理方式 手選別 + 圧縮梱包 手選別 + 破砕

リサイクルセンターの愛称を募集します！

リサイクルセンター完成予想図



根室北部廃棄物処理広域連合では、建設中の「リサイクルセンター」の愛称を募集しています。

将来、循環型社会の中心的役割を果たし、町民のみならず、親しまれるような、この施設にふさわしい「愛称」を、お待ちしております。

応募資格

中標津町、標津町、羅臼町の町民の方

応募方法

官製ハガキ裏面に 愛称 愛称の説明（理由） 住所・氏名（年齢）・電話番号を記入の上、11月10日（月）まで応募ください。

応募先 〒086 - 0205

別海町別海常盤町280番地 別海町役場内

根室北部廃棄物処理広域連合事務局宛

愛称を採用させていただいた方には、記念品を贈呈します。

問い合わせ先

中標津町役場生活課環境衛生係

☎3 - 3111（内線218）

根室北部廃棄物処理広域連合事務局

☎5 - 2111（内線2912）



法定協議会参加の町が決まるのは、平成15年12月前後を想定しています。

合併を最終判断する時期は、平成16年12月前後を想定しています。

仮に合併が決定した場合の新自治体の誕生は、2通り想定できます。

早ければ平成17年3月

遅ければ平成17年10月頃と思われる。

平成17年

3月

この時期は、二通りの作業が想定できます。
 北海道知事に合併申請をする。
 合併申請をすでに終わらせて、新自治体の誕生。
 どちらになるかは、法定協議会で決定していきます。

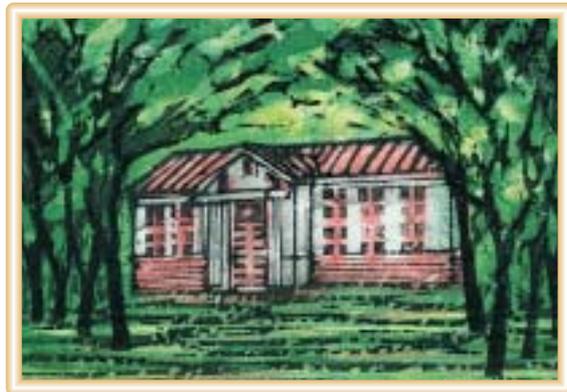
12月頃

法定協議会に参加している各町が、合併の可否について最終決定します。
 決定方法は、関係町の議会がすべて合併提案を可決することが前提です。
 一町でも合併提案を否決すると、合併は成立しません。

協議会で審議された内容はその都度、住民に公開されます。
 また、中標津町が合併しない場合の資料も公開されます。

なかしべつ 再発見

旧農業試験場の建物 木版画家 細見 浩



今年の春、農業試験場は近代的な設備を持つ施設として新しい建物になった。以前畜産部としてサイロと牧舎があった場所を絵にした思い出があるが今や隔世の感がある。

昭和二年に建てられたという旧農業試験場と三年に建てられたという木造の陳列館、裏側三棟のやはり木造の赤い屋根と白い板壁の牧舎が白樺の並木を通りながら見ることができた。試験圃を囲むように大きく伸

びたからまつが植えられていてその間からまだ高台にはそれほど多くの家も建っていないので赤や青のトタン屋根の上の方に白く雪化粧した武佐岳を望むことができたものである。思い出に残る四十年前とはすっかり街の姿も変わりそのころの農業試験場を見ることはできないがそれでもまだ木造の建物二棟と旧農業試験場の建物は白樺の並木からのぞむことができる。そして何よりも森林公園に行く

当時の姿のまま移設保存されている。この建物は隅合掌造り等日本の伝統的建築技術を駆使して造られたもので歴史的にも意義があり中標津町としての貴重な文化遺産として保存されている。

白樺並木を散策しながらみる木造の旧牧舎と作業所、旧農業試験場も森林公園の緑の樹木の中に建つ陳列館の姿も中標津町に住むものにとってどちらも素晴らしいと思う。

町長室の1日開放

町づくりに関する意見や提言をお待ちしています。

町民の皆さんが、町長と直接会って町づくりに関する意見交換を行う「町長室の1日開放」を実施します。

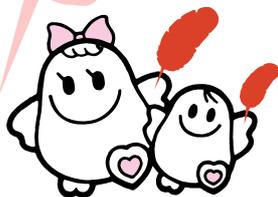
日時 十月二十一日(火) 午前十時から正午までと午後一時から午後五時まで

面談時間が重複した場合は、予約のかたを優先します。事前に予約を希望されるかたは、総務課広報・調査係までお申し込みください。

赤い羽根

共同募金

地域の福祉、みんなで参加



©中央共同募金会

赤い羽根共同募金にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

今年も十二月三十一日まで赤い羽根共同募金運動が行われます。地域の福祉活動を支えるために今年も皆様のご協力をお願いします。

詳しくは、社会福祉協議会内共同募金会 ☎(9) 1231 まで。

作業療法士(OT)って何をするの？

中標津町保健センター 作業療法士 岩永輝明



昨年の五月からリハビリ専門職員として、中標津町保健センターと町立中標津病院で、成人・高齢者の方を対象に作業療法の仕事をしています。

作業療法士は脳卒中や神経、整形の病気などで、今まで出来ていたことが、出来なくなったり、やりにくくなった場合に、それがどのように日常生活に影響を与えるかを調べ、治療を行います。

具体的には「食事」で箸がうまく使えない、「麻痺のため片手で着替えるのが難しい」というように「食事」「排泄」「着替え」「入浴」「家事」「仕事」などに必要な動作を身につけたり、道具を工夫することで、生活がしやすくなるように支援します。

例えば、半身麻痺で右手足が使いにくくなった場合、「自分の体

を洗うのはむずかしい」状態になります。そこで、片手でも自分で体を洗えるようにタオルを改良したりします。工夫の仕方は、個人によつて変わりますが、その方に合った方法を考えます。

保健センターでは、訪問リハビリとして家庭訪問をしています。障害によりどのような福祉用具(車いす・入浴用具・排泄用具等)が必要か、住環境を変える必要がある場合には住宅改修のための相談を受けています。また、介護をされている家族に、どのような介護方法が障害者本人とその介護者が楽にできるかの助言も行っています。

介護予防事業としての高齢者転倒予防教室や外出機会の少ない障害者の社会交流の場であるリハビリ教室も担当しています。

病院では入院患者さんが自宅に帰ったとき、スムーズに自分の生活に戻れるように入院中から自宅での生活を考えてリハビリを行っています。

病気やケガにより障害を持っても、自分の地域で家族と共に自分らしく生き生きとした生活を送れるように、他の専門職の方と協力して支援させて頂きます。

介護や日常生活において、困っていることや相談がありましたら、中標津町保健センター又は町立病院までご連絡下さい。

婚姻や養子縁組などの戸籍届出の際には本人確認を行っています。

最近、全国的に本人の知らない間に婚姻届や養子縁組届がなされるという虚偽の戸籍届出事件が発生しています。

そこで、中標津町では十日から戸籍に対する信頼性を確保し、被害を防止するために婚姻届など四つの戸籍の届出書を持参したすべての方に、身分証明書等を提示していただいています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



身分証明書の提示が必要な戸籍の届出

婚姻届(外国で成立した婚姻は除く)

協議離婚届

養子縁組届(外国で成立した縁組及び裁判所の許可を必要とする縁組は除く)

協議離婚届(裁判所の許可を必要とする離婚は除く)

提示いただく身分証明書

運転免許証やパスポートなどの国若しくは地方公共団

が発行する顔写真が貼付された証明書等

なお、右記の身分証明書をお持ちでない方も届出はできますが、本人の確認ができなかった届出人の方に、届出のあったことを郵便でお知らせします。

お問い合わせは、生活課戸籍住民係(内線215)まで。

10	日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

税金

10月は町道民税(第3期)
国民健康保険税(第5期)
介護保険料(第5期)
の納期です。

町道民税の第3期と国民健康保険税の第5期、介護保険料の第5期の納期限は10月31日です。忘れずに納期内に納めましょう。

国民健康保険税の第4期、介護保険料の第4期の納期限がすでに経過しています。

もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の納付は口座振替で~

10月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日

休日開設日	開設時間延長日
26日(日)	16日(木) 31日(金)
午前9時~ 午後5時まで	午後5時15分~ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

中標津空港発着チャーター便「ハワイ6日間」の旅を実施します

中標津空港利用促進期成会(役場内空港対策室)では、中標津空港の利用促進を図るため、中標津空港発着の「ハワイ6日間」のチャーター便(JTB釧路支店主催)に協賛し、参加を呼びかけています。

日程 11月7日(金)~12日(水)
旅行代金 129,800円から
募集 200名(定員になり次第締切)

ツアーの予約

JTB釧路支店 ☎0154-22-3020
日専連中標津 ☎2-2000
根室中標津空港ビル市内営業所 ☎2-4911

道営住宅入居者募集

募集団地 東中団地

・二階建構造の3DK
昭和五十一年建設 二戸
家賃 一万三千二百円、
二万九千九百円

申込期限 十月十五日(水)まで

受付場所 役場管理課住宅係

抽選日 十月十七日(金)
午後一時

抽選会場 役場二〇二号会議室

入居可能日 平成十五年十一月

秋の全道火災予防運動を実施します

今年も十月十五日~三十一日まで秋の全道火災予防運動期間です。

消防署では、火災発生防止、

焼死事故や財産の消失を防ぐことを重点目標に各家庭へ火災予防広

報紙の配付、独居老人住宅の防火

診断、各事業所自衛消防隊の訓練指導、防火対象物検査等を行います。町民の皆さんのご協力をお願いします。

自主防災組織を作りませんか

九月二十六日に発生した平成十五年十勝沖地震は、「地震活動の長期評価」で三十年以内の確率が六十%とされていたもののように、根室沖でも二十~三十%の確率があるとされています。今後も引き続き地震への備えが必要です。

過去の例から、実際の大きな災害発生時には、防災機関が全地域を迅速に対応することは難しいといわれており、町内会などの自主防災組織による住民同士の活動が必要になってきます。

自主防災組織活動に対しては、「宝くじ助成」による施設・機器等の

整備に対する助成制度もありますので、是非、自主防災の組織化について検討してみてください。詳しくは、総務課行政改革・防災係まで。

下水汚泥堆肥「環甕」の配布について

秋の堆肥として、春に引き続き下水汚泥の発酵堆肥「環甕」を、町民の皆様にご家庭用として配布を行いますので、堆肥を入れる袋(肥料袋等)をご持参ください。なお、数に限りがありますのでご了承ください。

配布日時 十月二十二日(水)~
十月三十一日(金)

配布場所 中標津下水終末処理場
(東二十五条北六丁目)

お問い合わせは、上下水道課下水道係(内線254)まで。

野ねずみ駆除のための薬剤空中散布の実施について

町有保安林などの造林地を野ねずみから保護するため、ヘリコプターによる薬剤散布を左記日程により実施する予定です。

なお、実施日については天候等により変更される場合もあります。

実施予定日

・一回目 十月十四日(火)~
十月十五日(水)

・二回目 十一月五日(水)~
十一月六日(木)

実施区域 町内一円の町有林及び私有林

散布薬剤

リン力亜鉛剤(本薬剤は、毒物及び劇物取締法による指定から除外された普通物です。)

お問い合わせは、農林課係(内線371)まで。

健康

骨粗鬆症検診のお知らせ(11月分)

11月分の予約の受付についてお知らせします。

申込期間 10月6日～10月20日の平日
実施期間 11月4日～11月28日の平日
内容 問診、骨密度測定、診察
料金 1,000円
定員 1日2人
実施場所 町立中標津病院
申込み先 中標津町保健センター
 ☎(2) 2733まで

乳がん検診のお知らせ(11月分)

11月分の予約の受付についてお知らせします。

申込締切 10月22日(水)
実施日 11月17日(月)
内容 マンモグラフィー撮影(希望者のみ)、問診、視診、触診
料金 視診、触診のみ 800円
 マンモグラフィー撮影希望者 1,900円
定員 30人
実施場所 町立中標津病院
申込み先 中標津町保健センター
 ☎(2) 2733まで

福祉

里親になりませんか

10月は「里親を求める運動」の実施期間です。現在里親が不足しています。あなたの愛情が子どもを救います。里親になりたい、話を聞いてみたいという方は、北海道釧路児童相談所 ☎0154-23-7147までお問い合わせください。

町立病院からのお知らせ

10月の整形外科診療日は次のとおりです。お間違いのないようお願いいたします。

月曜日	6日、20日、27日
火曜日	なし
水曜日	1日、15日
木曜日	2日、16日、23日
金曜日	3日、10日、17日、24日、31日

他医療機関からの患者様については、他医療機関における治療経過・投薬等がわかる診療情報提供書を持参して受診していただきますよう、ご協力をお願いします。

「なかしべつのみちづくり評価しませんか」
調査結果報告書について

6月に実施しました町民アンケート調査(対象500名)の結果をまとめました。役場1階ホール・計根別支所・総合文化会館に設置・配布しています。

アンケートにお答えくださった皆さん、ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先：企画財政課企画係(内線324)まで。

十月二十日～二十六日は
行政週間です

行政相談員が特設相談所を開設し、皆さんのご相談に応じます。

日時 十月二十日(月)午後一時

三十分～午後三時三十分

場所 役場二階二〇二号会議室

相談員 渡部徳樹さん(西二条北

三丁目☎(2)2381)

詳しくは、生活課交通・町民相談係まで。

貸金業苦情相談専用
フリーダイヤルのお知らせ

北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業利用者からの苦情相談を受け付けています。通話料は無料です。お悩みの方は気軽にご相談ください。

電話番号 フリーダイヤル
☎0120(1)78372

受付日

毎週月・金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

受付時間

午前十時～正午、午後一時から午後四時まで。

受付内容

貸金業に関する苦情の申し立てまたは相談。

なかしべつ住宅パネル展
開催のお知らせ

町では、民間住宅推進事業の一貫として(社)北海道建築士会中標津支部等の協力を得て、地域に建設された住宅写真や住宅のパネル展を開催します。住宅着工から竣工までをわかりやすく展示しています。多くの皆様のお越しをお待ちしています。

展示期間 十月十一日(土)～

十月十九日(日)

展示場所 道立ゆめの森公園

ビクターセンター内

詳しくは、街づくり推進室建築指導係まで。

「白地地域における建築形態規制見直しに係る指定案の縦覧」

この度、白地地域における建築形態規制見直しに係る指定の案を取りまとめましたので、皆様からのご意見をお聞きするために、案の縦覧を行っています。

指定する内容

中標津都市計画区域のうち用途地域の定めのない区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の指定。

縦覧場所 役場街づくり推進室

意見書について

提出期限 十月十日(金)

提出先 縦覧場所と同様

提出内容 住所、氏名を記載し意見の要旨を提出

詳しくは、街づくり推進室街づくり推進係まで。

子育て支援ボランティアの募集について

町では、乳幼児の子育てに関心のある方、子育ての経験を活かしたい方など、共に地域で子育てを支援していくボランティアの方を募集しています。年齢・資格は問いませんが、より自信を持ち楽しんで活動していただくために、実技も含めて十二時間のプログラム

の受講が必要です。講座終了後は中標津町ボランティアセンターに登録していただき、子育てボランティアとして活動していただきます。

(受講日は十月二十一日～十一月十八日までの毎週火曜日、午前十時～正午までを予定。)

申し込み及び問い合わせ先

十月十七日(金)まで福祉課母子・児童育成係(内線256)へお申し込み、お問い合わせください。(定員三十名)



GAMERA WATCHING

写真をご希望のかたにネガをお貸しします。

第二十八回標津・中標津
連合馬事競技大会が南中特
設競馬場で開催され、地元
を始め道東各地から約二百二
十頭の馬が集まり各種レー
スに出走。会場には多くの
競馬ファンが訪れ、ゴール
前の激しい先頭争いには思
わず目の前を走る馬に声援
を送り歓声を上げていまし
た。



馬事競技大会



健康が一番！

「第八回いきいき健康まつり」がしるべつとで開催されました。約三百人の町民の方が訪れ、健康チェックや歯科ドック、講師を招いての筋力トレーニングの講演と実技などに参加。今の自分の健康状態の確認をし、今後のアドバイスを受けるなど、健康について真剣に考えていました。



なかしべつ空港まつり



じゃがいも伯爵まつりと同日に開催された「なかしべつ空港まつり」では、普段立ち入ることができない管制塔や、ジェット機を間近で見られるよう制限区域の一部が開放され、ジェット機をバックに記念撮影をするなど、見学に来た家族連れらに大変喜ばれていました。

この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。

平成15年 10 VOL.490

中標津

なかしべつ

ひとのうごき

() 内は前月比

誕生	22人	死亡	15人
転入	77人	転出	90人

8月31日現在住民登録人口

町の人口	23,789 (-6)
男	11,681 (-2)
女	12,108 (-4)
世帯数	9,883 (-8)